

全関労 大橋病院ニュース

UNION BRIDGE

ユニオンレイジ(怒りの団結)

2025年7月11日

No. 5 1

発行者: 全関東単一労働組合 台東区小島1-8-7 zenkan1972@yahoo.co.jp

非正規職差別・女性差別撤廃! 同一労働・同一賃金・同一労働条件をかちとろう!

誰もが、安心して、働ける職場に パワハラ、いじめ、嫌がらせを根絶しよう

今職場では、パワハラ、いじめ、嫌がらせがはびこっています。こうした状況をつくりだしている大元は法人、病院、看護部にほかなりません。法人・病院は儲け(利益)を上げるために人員配置を絞り込み、慢性的人員不足状態を作り出しています。昼休憩が取れない、休暇を取るにも同僚に気兼ねしなくてはならない、仕事に余裕がなく業務をこなすのに精いっぱいになっている……。

ゆとりのない職場でたまる一方の疲労と不満。黙って従う労働者を優遇し、物を言い権利を主張する労働者は差別し排除する病院・看護部(管理職)。こうしたなかで、パワハラ、いじめ、嫌がらせの土壌が作られ、拡大再生産するのです。仕事が遅い、仕事ができない、権利ばかり主張するとされた労働者に対する陰口や悪口、いじめ、嫌がらせは、法人・病院による労働者支配そのものであり、一番ほくそ笑んでいるのは法人・病院にほかなりません。

平等に生き、働ける職場づくりをめざそう

組合は大橋病院ニュースの第1号で「男女労働者がともに団結して賃金・労働条件の改善や労働者の抱えるさまざまな問題に取り組み、平等に生き、働ける職場づくりをめざしています。……職場にはイジメや嫌がらせ、セクハラ、パワハラ、退職強要(解雇)、人員が足りない、休みが自由に取れない、賃金が安い、サービス残業をさせられているなど問題は山積です。悩みや不満・不安があっても管理職や師長たちには言いたいとも言えません。そんなときは1人でくよくよ悩まないで、悔しさや怒り、不満を出し合って、だれもが働きやすい職場づくりに向けて、ともに声をあげましょう。労働者の団結は力となり、踏みにじられ奪われていた権利を取り戻すことができます」と訴えました。

働く仲間同士でいがみ合っても問題は何も解決しません。それを一番喜ぶのは法人、病院、看護部です。陰口や悪口、いじめ、嫌がらせをやめ、根絶していきましょう。

労働者が人間らしく生き働くためにお互いに助け合い、息苦しい職場を風通しの良い職場に変えていきましょう。一緒に考えて、声を上げていきましょう。困ったことがあればいつでも相談してください。

労働強化・患者無視の「10時退院、11時入院」を中止にさせよう

組合は、昨年11月以降、看護師、看護補助者の定数と配置人員数、年休取得率などを明らかにするよう要求してきました。また今後業務内容を変更する場合はそれに見合う人員増などの対応を具体的に示すよう要求をしていました。

しかし、法人ならびに病院、看護部は一方的に、第3土曜日休診を第5土曜日休診に変更したり、日曜日と祝日が重なったときの振り替え休日を休診から平日診療日に変更するなど、労働者の増員をすることなく診療日を増やして労働者に過重労働を強いています。稼働率アップのために「10時退院、11時入院」を現場に説明もなく変更しました。現場無視で進めた業務内容の変更は過重業務になっているため団交で説明を求めて中止を要求しています。しかし看護部長は次回団交で説明すると言いながら、5月29日団交で「業務増加は許容範囲」との師長会決定で実施を決めたと説明しました。金もうけのため患者を犠牲にして、現場労働者に過重労働を強いる「10時退院、11時入院」は現場から声を上げて中止にさせましょう。

法人は労基法違反を是正し、休憩が取れる人員を確保せよ

「休日1人勤務で9～10人の退院はきつい」という現場の意見は、入退院の時間変更以前から出ていました。日曜、祝日は委託会社も休日のため退院清掃やベッドメイキングなどは看護補助者1人でやらなければなりません。1人勤務では昼休憩の交代者もない、昼休憩が1時間取れない、終業1時間前によく休憩が取れるなど労働過重になっています。これは労基法違反であり団交で抗議し改善を要求しました。

看護部が2023年7月12日に提出してきた昼休憩のアンケート調査結果でも、4割を超える病棟看護補助者が昼休憩を完全に取得できていない労基法違反が明白になりました。病棟看護補助者は、平日の休暇がとりにくくなる、平日の勤務者が少なくなるので過重労働になるなどの理由で休日1人勤務を我慢して働いていました。いまだに病棟看護補助者が欠員のままで、外来も病棟も人員が確保できていません。

しかし、5月29日団交で看護部長は「休日に余り働きたくないという人たちは今のままでいいという意見があった」と労基法違反に居直り休日1人勤務を続けると言いました。休日の1人勤務は休憩がとれず残業までさせなければならない労働強化を認めることはできません。昨年3月に前看護部長が「休日1人勤務を改善する」と団交で発言しました。そのためにはまず看護補助者の人員増が前提です。病院が回答したことは責任をもって引き継いでもらいます。

* 全関東単一労働組合大橋病院分会のニュースや法人・病院に提出した「申し入れ文」は下記に掲載しています。ぜひ一読ください。

<https://labours.wixsite.com/tanitsu>

〈HPのコード: 右記コードで全関東単一労組のHPからも分会のページに入ることができます〉

